

令和6年度 健康ポイント対象の特定検診、がん検診等ポイント

1 特定健診、がん検診等の受診ポイント

番号	分野	項目	対象条件 ※年齢は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの誕生日における年齢です。	ポイント
1	いろいろ 健診ポイント (注) い ずれか1 つのみ	健康診査	【特定健康診査】 40歳～74歳の大田区国民健康保険加入の方 で、令和6年6月から令和7年3月までに受診 した方	200
			【長寿健康診査】 後期高齢者医療制度加入の方で、令和6年6月 から令和7年3月までに受診した方	
			【大田区健康診査】 40歳以上の生活保護受給中または中国残留邦人 等支援給付受給中の方で、令和6年6月から令 和7年3月までに受診した方	
		人間ドック受 診助成申請	40歳～74歳の国保加入者で、令和6年4月～ 令和7年3月末までに人間ドックを受診し、本 制度の申請をした方	
		39歳以下基 本健康診査	18～39歳の方で、令和6年7月から令和6年 12月までに受診した方 (注) 職場等で健康診査の機会がない方が年度 内1回に限り受診可	
		4	簡易血液検査 キット(スマ ホdeドッ ク)利用	
5	職場健康診断	令和6年4月から令和7年3月までに職場健診 を受診した方(特定健康診査受診の方は除く)		
6	自分で“身 体”の健康診 断	令和6年4月から令和7年3月までに区や職場 などによる健診以外で、自主的に身体の健康診 断を受診された方		

7		自分で“歯” の健康診断	令和6年4月から令和7年3月までに区や職場 などによる歯科健診以外で、自主的に歯の検査 (ケア)を受けた方	
8	保健指導 ポイント (注)い ずれか1 つのみ	特定保健指導	特定健康診査受診者かつ特定保健指導の対象と なった方で、令和6年4月から令和7年3月ま でに保健指導の初回面談を受けられた方	
9		糖尿病性腎症 等重症化予防 保健指導	通知が届き、申込みをされた方	
10		医療機関受診 勧奨(生活習 慣病)	通知が届き、受診された方	200
11		循環器病予防 受診勧奨	通知が届き、受診された方	
12		歯科受診勧奨 (糖尿病)	通知が届き、受診された方	
13		適正な受診・ 服薬の促進	通知が届き、医師または薬剤師に相談された方	
14	禁煙ポイ ント	禁煙外来受診	令和6年4月から令和7年3月までに禁煙外来 で医療機関を受診した方	100

2 検診ポイント

番号	項目	対象条件	ポイント
		※年齢は、令和6年4月1日から令和7年3月31 日までの誕生日における年齢です。	

15	胃がん検診（1） （エックス線検査） 胃がん検診（2） （内視鏡検査）	<ul style="list-style-type: none"> ・40～49歳の方 （昭和50年4月1日～昭和60年3月31日に生まれた方） →エックス線検査のみ受診可能 ・50歳以上の方（昭和50年3月31日以前に生まれた方） →エックス線検査・内視鏡検査のいずれかを受診可能 （同一年度内に両方受診することはできません。また、内視鏡検査を受診した場合は、翌年度はエックス線・内視鏡検査とも受診できません。） 	200
16	肺がん検診	40歳以上の方 （昭和60年3月31日以前に生まれた方）	
17	大腸がん検診	40歳以上の方 （昭和60年3月31日以前に生まれた方）	
18	子宮頸 ^{クイ} がん検診	20歳以上の女性 （平成17年3月31日以前に生まれた女性）	
19	乳がん検診	40歳以上の女性 （昭和60年3月31日以前に生まれた女性） （前年度に大田区乳がん検診を受診した場合は、受診できません。）	
20	喉頭がん検診	40歳以上の方（昭和60年3月31日以前に生まれた方）で、次の①②のいずれかに該当する方 ①喫煙している又は過去に喫煙していた方 ②身近な方が喫煙しているなど、検診を行う医師が特に必要と認める方	100
21	前立腺がん検診	60・65・70歳の男性で、令和6年6月から令和7年3月までに受診した方	
22	B型・C型肝炎ウイルス検診	次の①②の両方に該当する方で、令和6年6月から令和7年3月までに受診した方 ①40歳以上（昭和60年3月31日以前に生まれた方）	200

		②令和5年度までにB型・C型肝炎ウイルス検診を未受診の方	
23	眼科（緑内障等）検診	40・45・50・55・60・65・70歳の方	100
24	骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	200
25	成人歯科健康診査	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・76・80歳の方	
26	20歳のピロリ菌検査	20歳の方（平成16年4月2日から平成17年4月1日に生まれた方）	100
27	予防接種	令和6年4月以降に予防接種を受けたすべての方（1回、2回）	各200